

INTERNATIONAL INSOLVENCY PRACTICE NEWSLETTER

TOPICS

1. 倒産手続における仲裁合意の効力
2. イギリス倒産法に基づく会社任意整理手続における弁済案の決議

倒産手続における仲裁合意の効力

米国連邦民事訴訟法（以下「民訴法」）¹Section 1334(a)及び(b)は、米国連邦倒産法（以下「倒産法」）²に基づく事件（以下「倒産事件」）や倒産法に基づき発生する民事訴訟等（以下「倒産関連事件」）について、地方裁判所が管轄権を有する旨を規定しています。ただし、地方裁判所は、民訴法Section 157に基づき、倒産事件・倒産関連事件を倒産裁判官に委託することができ、倒産事件・倒産関連事件については、基本的に倒産裁判所で処理する体制が整備されています。他方、連邦仲裁法（以下「仲裁法」）は、仲裁合意が有効、取消不能且つ強制可能であると規定しています。そのため、倒産事件・倒産関連事件について仲裁合意が存在した場合、倒産裁判所は自ら最終判断してよいのか、それとも仲裁合意に従って事件を仲裁手続へ付託しなければならないのか、長年にわたり議論的となっていました。

この点に関連して、最高裁判所は、争点となっている法律上の権利について司法による救済を放棄することを認めない旨の立法者の意図を、仲裁手続に反対する当事者が立証できた場合、そのような仲裁法の規定は覆されると判示しました。³最高裁判所は、かかる意図の有無を判別する方法として、①法律の文言、②立法経緯、③仲裁手続と

法律の基本理念の間に内在する抵触、を挙げています。

この判断を受け、過去には多くの裁判所において、倒産裁判所の扱う事件がいわゆる核心手続（Core Proceeding）の場合は、倒産裁判所は最終的な判断をすることができるものの、非核心手続（non-Core Proceeding）の場合には仲裁手続に付託しなければならない、とのコンセンサスが形成されていました。⁴しかし、複数の控訴裁判所では、仲裁手続が望ましい紛争解決手段であるとの考え方が支持され、核心手続についても仲裁手続を優先する判断が出されました。これらの控訴裁判所においては、審理の中心は核心手続か非核心手続か、というものから、①核心手続か否か、②核心手続である場合、紛争の仲裁手続への付託は倒産法の基本理念に抵触するか否か、という判断へと移行していました。こうした中で、第9巡回区控訴裁判所は、他の控訴裁判所に続く形で、倒産裁判所が扱う事件が核心手続に属する場合において、紛争の仲裁手続への付託が倒産法の基本理念に抵触しない限り、核心手続であっても仲裁手続に付

⁴ 核心手続は、倒産法により付与された実体的権利の行使等に関する事件であって、民訴法 Section 157(b)(2)に例示列挙されており、倒産裁判所は、核心手続について審理を行い、決定・判決をすることができます（民訴法 Section 157(b)(1)）。他方、非核心手続は倒産事件との関連が薄いその他の事件であり、倒産裁判所は審理を行うことはできませんが、事実認定と法の適用については地方裁判所に提案することとなり、最終的な決定・判決は地方裁判所が行うこととなります（民訴法 Section 157(c)）。

¹ 合衆国法典第 28 編(Title 28 of the United States Code)

² 合衆国法典第 11 編(Title 11 of the United States Code)

³ *In Shearson/Am.Exp. Inc. v. McMahon*, 482 U.S. 220 (1987)

託されなければならないと判断しました。⁵事案の概要は、以下のとおりです。

Thorpe Insulation Company (以下「Thorpe」)は、アスベスト断熱材等の卸売業者であり、1970年代後半以降、アスベストへの暴露による傷害や死亡を理由とする約1万2000件の訴訟を提起されました。Thorpeは、多くの保険会社と保険契約を締結していましたが、そのうちの1社であるContinental Insurance Company (以下「Continental」)との間で紛争が生じた際に、ThorpeがContinentalとの保険契約に関連する請求権を第三者へ譲渡しないことなどを保証する和解契約を締結しました。そして、和解契約には、仲裁合意も盛り込まれていました。その後、Thorpeは、Continental以外の保険会社との間で、増え続けるアスベストに関する債務を管理するために倒産法の申請を利用することを意図した和解に達しましたが、その和解においては、Continental等の和解に参加しなかった保険会社に対する保険契約上の権利が、倒産手続の中で設立されるアスベスト信託財団に譲渡されることとなっていました。Continentalは、Thorpeの行為がコンチネンタルとの和解契約における保証に違反すると主張して仲裁の申立を行いました。Thorpeは仲裁の期日が開かれる前日に倒産法第11章(チャプター11)手続の申立を行いました。なお、Thorpeの再建計画には、倒産法Section 524(g)⁶に基づく信託財団の設立やアスベスト保険契約上のThorpeの権利の信託財団への譲渡などが盛り込まれていました。Continentalは、和解契約違反に基づく損害賠償請求権を債権届出した上で、仲裁手続へ付託するよう申立を行いました。しかし、倒産裁判所は債権の認否は核心手続であると判断し、仲裁手続への付託を認めず、また、Continentalが上

⁵ *In re Thorpe Insulation Co.*, 2012 WL 255231 (9th Cir. Jan. 30, 2012)

⁶ 倒産法 Section 524(g)は、債務者が現在及び将来のアスベストに起因する請求を信託財団を用いることにより解決するスキームを規定しています。即ち、再建計画に従いアスベストに起因する損害賠償の支払いを行うために信託財団を設立し、裁判所の禁止命令(Injunction)により損害賠償債権を有するアスベスト被害者らをして第三者(債務者が契約している保険会社等)を提訴できなくさせた上、再建計画に基づいて保険会社が保険金を信託財団に支払うこととして、信託財団にアスベスト被害に関する資産と負債を集中させることを可能としています。

訴した地方裁判所も、仲裁手続への付託を認めませんでした。そこで、Continentalは控訴裁判所へ上訴しました。

控訴裁判所は、最初に倒産法の文言や立法経緯は倒産手続における仲裁手続への付託を排除するとの立法者の意図を示すものではないと判断しました。次に、控訴裁判所は、核心手続であったとしても、倒産裁判所は仲裁手続が倒産法の基本理念に反する場合にのみ、仲裁手続への付託を拒否する裁量を有するとの判断を示しました。

そして、控訴裁判所は、Thorpeの届出債権の認否やアスベスト信託財団に属する資産に関する紛争は核心手続に属するとした上で、Continentalが主張するThorpeの和解契約違反は倒産事件と密接に関連するものである、即ち、Continentalの請求を仲裁手続に付託した場合、倒産法の基本理念と抵触することとなることから、倒産裁判所は仲裁手続に事件を付託しない裁量を有すると判示して、仲裁手続への付託を求めるContinentalの請求を退けました。具体的には、賠償請求等の禁止命令とアスベスト信託財団とを組み合わせた手続を規定する倒産法 Section 524(g)は、債務者のアスベスト関連の資産と負債を、アスベスト被害者の利益のために一つの財団に統合することを目的としており、支払い切れない多額の賠償責任に直面するあらゆるアスベスト関連企業によって活用されることが意図されている、とした上で、同規定が定める厳しい基準が満たされるよう、同規定を活用した再建手続の監督と関連する紛争の処理が倒産裁判所に委ねられているのであり、関連する紛争を仲裁手続に付託すれば、かかる立法者の意図に反することになると判示しました。

最後に、控訴裁判所は、仲裁手続に紛争処理を委ねれば、債権者・債務者間の円滑な権利調整は阻害され、再建計画の認可も遅れることから、Continentalの主張する仲裁手続への付託は倒産法 Section 524(g)及び倒産法全体の目的に抵触すると判断したのです。

このように米国では、倒産関連事件について仲裁合意が存在する場合に、倒産法の基本理念との抵触等を吟味した上で、判断を倒産裁判所に委ねるか、それとも仲裁手続に付託するかを判断して

います。米国企業との契約書に紛争解決条項として仲裁合意が盛り込まれていたとしても、当該米国企業が倒産した場合には仲裁合意が機能しない場面もあることに留意する必要があります。

イギリス倒産法に基づく会社任意整理手続における弁済案の決議

1986年に制定されたイギリスのInsolvency Act（以下「イギリス倒産法」）には、倒産の危機に瀕した企業の再建手段の一つとして、Company Voluntary Arrangement（会社任意整理手続、以下「CVA」）が用意されています。CVAは、債務者等が作成する弁済案に対して、債権者集会の決議において債権額ベースで75%以上の債権者が賛成した場合に、当該債務者に対する無担保債権全部⁷の内容を、当該弁済案に従って変更できる制度です。CVAは法定の異議手続が提起されない限り、原則として裁判所が関与しない点が特徴であり、簡易・迅速に会社の債務を整理する方法として活用されています。

CVAにおいては、債権者全員を一つのグループとして弁済案の決議を行います。この点につき、仮に満額の弁済を受けることとなる無担保債権者がいる場合に、当該債権者が決議に参加することが許されるか、弁済計画における債権の変更と関係のない者ゆえ決議から排除するべきではないか、ということが議論されてきました。

イギリス倒産法上、CVAの手続において、弁済案の内容や決議方法に不服のある債権者は、債権者集会での決議に“material irregularity”または“unfair prejudice”が存在することを理由として、裁判所に異議を申し立てることができます。しかし、実務上、これらを主張して一度可決された弁済案を覆すことは、非常に困難です。例えば、“unfair prejudice”の存在については、裁判所は、各債権者が清算価値を上回る弁済を受けられる限りは、債権者間に弁済率の差が生じる場合であっても、“unfair prejudice”の存在を理由に弁済案の可決を無効とすることには消極的です。

⁷ 有担保債権者に対する拘束力はなく、個別の承諾を得た場合のみ被担保債権が変更されます。

弁済案決議への債権者の参加資格につき判断を示した裁判例として、2010年、当時サッカーのプレミアリーグに所属していたPortsmouth City Football Club（以下「ポーツマスFC」）のCVAにおいて、債権者であるHer Majesty's Revenue and Customs（英国歳入関税局、以下「HMRC」）が、一部債権者の決議への参加の可否を争った事件があります。⁸プレミアリーグ及びその下部リーグのルールには、各年度の加盟資格を更新する条件として、各加盟クラブは所属選手の報酬や他クラブへの移籍金を満額支払わなければならない（このようにして保護される債権者を“football creditor”と呼びます。）というものが 있습니다。ポーツマスFCは、かかるルールに従い、無担保債権者の一部であるfootball creditorが満額弁済を受けることを弁済案⁹の内容とし、これが債権者の賛成多数で可決されたのに対し、HMRCが“football creditor”が参加した決議には“material irregularity”と“unfair prejudice”が存在すると主張して異議を申し立てました。

これに対し、裁判所はまず、“material irregularity”とは法令違反が存在した場合にのみ認められるものであるところ、イギリス倒産法はCVAにおいて無担保債権者を一つのグループとして扱うと定めているため、これに従う限りは法令違反はなく、“football creditor”を含めて決議を行うことは“material irregularity”には該当しないと判示しました。また、“unfair prejudice”についても、“football creditor”は、ポーツマスFCのCVAが承認されクラブの清算という事態を回避することができて初めてこれまでの契約が継続され、支払いを受けることができる以上は、利害関係を有する者であり、彼らが決議に参加することには合理性があり、他の債権者に対する“unfair prejudice”は存在しないと判示しました。もっとも、裁判所は一般論として、CVAの弁済案の内容と全く利害

⁸ *HMRC v Portsmouth City Football Club (in administration)* [2010] EWHC 2013

⁹ “football creditor”への弁済は、ポーツマスFCの有するプレミアリーグへの分配金支払請求権の一部を代物弁済的に“football creditor”に対して債権譲渡し、“football creditor”がプレミアリーグから直接に支払いを受けるという仕組みが採用されています。

関係のない者が決議に参加することは不当である、とも示唆しています。

このように、CVA における弁済案については、内容面でも手続面でも、非常に緩やかな制限しか存在しません。しかし、今後も具体的な倒産事例の中で、同位の債権者は同等に扱うべきであると

いう倒産法の原則、さらにはポーツマス FC の事件で裁判所が示した、利害関係のない者が弁済案の決議に参加することは不当であるという一般論との間で、衝突を生じる可能性があります。裁判所が今後どのような判断を示していくか、注目すべきでしょう。

外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

WWW.JONESDAY.COM

世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アーバイン	アトランタ	クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ
サンフランシスコ	シカゴ	シリコンヴァレー	ダラス	ニューヨーク
ピッツバーグ	ヒューストン	ボストン	ロサンゼルス	ワシントン
メキシコシティ	フランクフルト	ブリュッセル	マドリード	ミュンヘン
デュッセルドルフ	パリ	ミラノ	ロンドン	モスクワ
サウジアラビア	ドバイ	シドニー	シンガポール	上海
台北	東京	香港	北京	サンパウロ

編集責任者：	弁護士 佐藤 りか	(rsato@jonesday.com)
	弁護士 森 雄一郎	(ymori@jonesday.com)
編集者：	弁護士 棚澤 高志	(ttanazawa@jonesday.com)
	弁護士 菊山 葉子	(ykikuyama@jonesday.com)
	弁護士 広重 隆司	(thiroshige@jonesday.com)
	弁護士 大平 勇介	(yohira@jonesday.com)
	弁護士 川崎 邦宏	(kkawasaki@jonesday.com)
	弁護士 高橋 俊昭	(ttakahashi@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。